

平成22年度

農地利用集積 交付金(国)について

みどり公社を通じて賃貸借契約を結び、各種条件を満たす農地については、面積に応じて、10a当たり所有者1万円、耕作者1万円の奨励金が国より交付されます。

対象となる農地

次の条件すべてを満たすもの

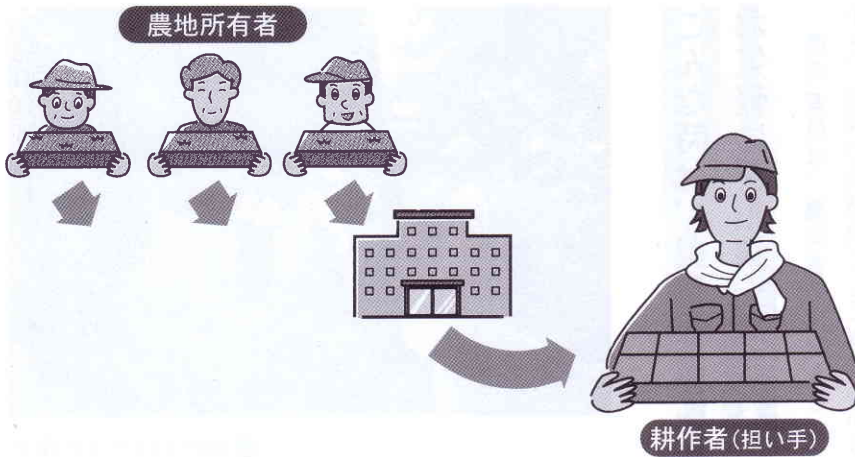
- ① 新規契約のもの
- ② 6年以上(〜10年)の契約期間のもの
- ③ 所有者から転貸相手(耕作者)を指定しない同意書の提出があるもの
- ④ 農用地区域内の農地であること

対象とならない農地の例示

- × 世帯員等の間でのもの(自身が構成員となっている農業法人との契約も含む)
- × 一旦利用権を解約して、新たに同じ人と再設定したもの
- × 農地の効率的な利用を促進すると認められないもの

ご注意ください

- みどり公社が実質的に農地の集約等な調整を行ったと認められないと交付金は受けとれません。
- 農用地域内農地と一体的に耕作されている農振除外農地等については、賃貸借契約は可能ですが交付金の対象面積にはカウントされません。



マメ知識

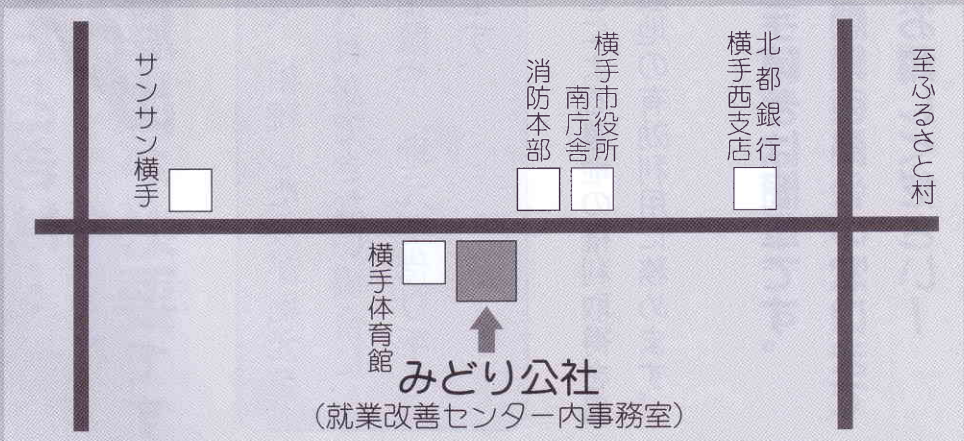
みどり公社って?

財団法人横手市みどり公社は、平成14年に農地保有合理化事業など様々な事業を通し、多様な農業・農村の担い手育成・支援、農業振興、農村活性化に寄与するために設立された公益法人です。

どんなことをやっているの?

- ◎ 農地の賃貸者の仲介
横手市全域を対象としています。
- ◎ 農業ヘルパーの派遣
農繁期や人手が必要になったとき、農業ヘルパーを派遣します。作業希望費の7日前までに申込願います。
- ◎ 無人ヘリによる農薬散布
横手地域及びその周辺において、事業者と連携し、無人ヘリ農薬散布を行っています。

□ 農地利用集積円滑化事業に関するお問い合わせ先
 (財)横手市みどり公社
 横手市条里二丁目2-50
 電話/FAX 351-6090



農地パトロールを実施中

農地の利用状況も調査しています

農地の適切かつ有効的な利用増進と不法転用の防止等を図るため年2回農地パトロールを行っています。

また、今年度よりパトロールに加えて、農地の利用状況を調査し、遊休農地を把握するとともに、横手市耕作放棄地対策協議会と連携しながら遊休農地の解消に努めてまいります。調査は横手市全域を5年間で調査する予定です。

今年度は大雄全域、横手黒川地区、平鹿吉田地区、雄物川館合地区で、10月に調査予定です。

農作物の被害や遊休農地など、地域からの情報も受け付けますので、地区農業委員に気軽にご連絡ください。



農地パトロールの様子



農地パトロールの様子

こんな時は、農業委員に

お気軽にご相談ください!

農業委員は、農業者の代表として、また、地域の世話役として皆さんからのご意見・ご要望・ご質問に答えていきます。また、相談内容については、秘密を守りますので気軽に相談ください。

相談内容

- 経営規模拡大
- 農地の貸し借り
- 農業者年金
- 相続と農地
- 農地の売買
- 農地転用
- 農地と税金

農地を相続等したときは…

農業委員会への届出が必要です

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に務めます。



手続きは簡単です。
農業委員会の窓口まで
お越しく下さい!

□お問い合わせ先

横手市農業委員会事務局

電話 35-2172